

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 四年 十月 一日

農林水産大臣 野村 哲郎

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則 (削る) (登録試験業者の登録の申請) 第一条 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。)第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。 (試験等の証明書の記載事項) 第二条 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 試験等(法第二条第二項第三号に規定する試験等という。以下同じ。)の依頼者の氏名又は名称及び住所 四〇八 (略) 第三条 (略) (登録試験業者の登録) 第四条 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出してしなければならない。 2 (略) 3 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して行うものとする。 第五条 (略)	日本農林規格等に関する法律施行規則 第一条〇第七十二条 (略) (登録試験業者の登録の申請) 第七十二条の二 法第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。 (試験等の証明書の記載事項) 第七十二条の三 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 試験等の依頼者の氏名又は名称及び住所 四〇八 (略) 第七十二条の四 (略) (登録試験業者の登録) 第七十二条の五 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第十二号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出してなければならない。 2 (略) 3 第一項の申請書の提出は、センターを経由して行うものとする。 第七十二条の六 (略)

(登録試験業者登録台帳への記載)

第六条 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第二号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

(登録試験業者の登録の更新に係る準用)

第七条 第四十条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第五条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第八条 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第四十条第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の地位の承継の届出)

第九条 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の試験所の変更の届出)

第十条 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第五号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の業務の休廃止の届出)

(登録試験業者登録台帳への記載)

第七十二条の七 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第十三号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

(登録試験業者の登録の更新に係る準用)

第七十二条の八 第七十二条の五の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第十二条の六の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、前条の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第七十二条の九 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第七十二条の五第二項第二号（イ及びニを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第十四号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の地位の承継の届出)

第七十二条の十 法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書に登記事項証明書その他の登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の試験所の変更の届出)

第七十二条の十一 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第十六号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録試験業者の業務の休廃止の届出)

第十一条 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第六号による届出書をセンターを經由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第十二条 第一条から第四条までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第五条の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第六条の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第十三条 日本農林規格等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。)第十四条第五項において準用する令第七条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。

二 五 (略)

(登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目)

第十四条 前条の規定は、令第十五条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の登録の更新に係る準用)

第十五条 第四条の規定は法第五十六条において準用する法第四十五

第七十二条の十二 法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第十七号による届出書をセンターを經由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第七十二条の十三 第七十二条の二から第七十二条の五までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第七十二条の六の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目)

第七十二条の十四 令第十三条第五項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一 登録の審査のためその地に出張する者の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。

二 五 (略)

(登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目)

第七十二条の十五 前条の規定は、令第十四条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の登録の更新に係る準用)

第七十二条の十六 第七十二条の五の規定は法第五十六条において準

条第二項において準用する法第四十三條第一項の登録の更新の申請について、第五條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の農林水産省令で定める区分について、第六條の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十四條第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第十六條 第八條の規定は、登録外国試験業者（法第五十五條第一項に規定する登録外国試験業者をいう。以下同じ。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第八條中「第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」（前条において準用する場合を含む。）とあるのは、「第十二條において準用する第四條第二項第二号（イ及びニを除く。）」又は第十五條において準用する同号（イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の地位の承継の届出)

第十七條 第九條の規定は、法第五十六條において準用する法第四十六條第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第十八條 第十條の規定は、法第五十六條において準用する法第四十七條第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第十九條 第十一條の規定は、法第五十六條において準用する法第四十八條第一項の規定による届出について準用する。

用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の登録の更新の申請について、第七十二條の六の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二條の七の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十四條第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。

(登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第七十二條の十七 第七十二條の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五條第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二條の九中「第七十二條の五第二項第二号（イ及びニを除く。）」（前条において準用する場合を含む。）とあるのは、「第七十二條の十三において準用する第七十二條の五第二項第二号（イ及びニを除く。）」又は第七十二條の十六において準用する同号（イ及びニを除く。）」と読み替えるものとする。

(登録外国試験業者の地位の承継の届出)

第七十二條の十八 第七十二條の十の規定は、法第五十六條において準用する法第四十六條第二項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の試験所の変更の届出)

第七十二條の十九 第七十二條の十一の規定は、法第五十六條において準用する法第四十七條第一項の規定による届出について準用する。

(登録外国試験業者の業務の休廃止の届出)

第七十二條の二十 第七十二條の十二の規定は、法第五十六條において準用する法第四十八條第一項の規定による届出について準用する。

(削る)

(削る)

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)

第二十条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。）、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。）、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。）、認証小分け業者（法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。）、認証輸入業者（法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。）、認証外国格付表示業者（法第十二条の二第二項に規定する認証外国格付表示業者をいう。）、認証方法取扱業者（法第三十八条第一項第一号に規定する

(添付書類の省略等)

第七十二条の二十一 同時に二以上の法又はこの省令の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請等」という。）の手続をする場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

2 申請等の手続において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、農林水産大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

(法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書)

第七十三条 法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十八号による。

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)

第七十四条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

認証方法取扱業者をいう。）、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下この号において同じ。）、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二〇六（略）

（法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）
第二十一条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第七号による。

（削る）

（削る）

二〇六（略）

（法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）
第七十五条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十九号による。

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第七十六条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分
- 三 申出の理由
- 四 申出に係る取扱業者又は試験業者の氏名又は名称及び住所
- 五 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

（権限の委任）

第七十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いづれも取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十九条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十

-
- 七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。)に限る。) 当該地方農政局の長
- 二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長(北海道農政事務所長を含む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおいて同じ。)
- 三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 四 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 五 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 六 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 七 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
-

-
- 八 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録試験業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 九 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十一 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十二 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十四 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十五 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十六 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長
- 十七 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査 当該申出の対象とする取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
-

(削る)

(証明書の交付の実績の報告)

第二十二条 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

(削る)

(格付実績等の報告)

第七十八条 登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績(有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては、認証に係るほ場の面積を含む。)及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

2 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付の実績を取りまとめ、センターを経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

(新設)

(公示の方法)

第七十九条 法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別記様式第一号から別記様式第七号までを次のように改める。

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者名

住 所

代表者氏名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕登録〈登録の更新〉申請書

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項〈第 45 条第 2 項において準用する法第 43 条第 1 項〉〔第 54 条〈第 56 条において準用する法第 45 条第 2 項において準用する法第 43 条第 1 項〉〕の規定に基づき、登録試験業者〔登録外国試験業者〕の登録〈登録の更新〉を受けたいので、農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 4 条第 2 項〈第 7 条において準用する同令第 4 条第 2 項〉〔第 12 条において準用する同令第 4 条第 2 項〈第 15 条において準用する同令第 4 条第 2 項〉〕に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 試験等を行おうとする区分

- 2 試験等を行う試験所の所在地

別記様式第二号

	登録 番号	登 録 年月日	登録した試験等の方法 の区分	登録試験業者又は登録外国 試験業者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつて は代表者の氏名	試験等 を行う 試験所 の名称 及び所 在地	登録 更新 番号	登録 更新 年月 日
登録試験業者							
登録外国試験業者							

様式第三号（第八条及び第十六条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の登録〈登録の
更新〉申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録〈登録の更新〉申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、農林水産省関係
日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第8条〔第16条におい
て準用する同令第8条〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

様式第四号（第九条及び第十七条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の地位の承継届出書

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の地位を承継したので、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第46条第2項〔第56条において準用する同法第46条第2項〕の規定に基づき、地位を承継した事実を証する書面を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 被承継者の名称及び住所
- 2 被承継者の代表者の氏名
- 3 承継の期日
- 4 承継の理由
- 5 試験等を行う試験所の所在地

様式第五号（第十条及び第十八条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名
住 所
代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の試験所の変更届出書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第47条第1項〔第56条において準用する同法第47条第1項〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする試験所の名称及び所在地
- 2 変更の予定年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更しようとする試験所の名称及び所在地」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

様式第六号（第十一条及び第十九条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録試験業者〔登録外国試験業者〕名

住 所

代 表 者 氏 名

登録試験業者〔登録外国試験業者〕の業務休止〈廃止〉届出書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第48条第1項〔第56条において準用する同法第48条第1項〕の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止〈廃止〉しようとする業務の範囲
- 2 休止〈廃止〉の予定年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止〈廃止〉の理由

備考 「3 休止の期間」は、業務の廃止の場合には省略するものとする。

(表)

第 号
年 月 日発行

身 分 証 明 書

氏名

年 月 日生

写

真

上記の者は、日本農林規格等に関する法律第66条第1項から第5項までの規定による立入検査及び質問をする職員であることを証明する。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

(裏)

日本農林規格等に関する法律（抄）

（立入検査等）

第65条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認証に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 内閣総理大臣又は主務大臣（第61条第1項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 主務大臣は、第68条の規定の施行に必要な限度において、同条第1項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（センターによる立入検査等）

第66条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、前条第3項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 農林水産大臣は、前条第4項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 農林水産大臣は、前条第5項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第68条第1項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

9 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問については、前条第6項及び第7項の規定を準用する。

第81条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

二 第65条第1項から第5項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第5項まで若しくは第66条第1項から第5項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B 8 とすること。

別記様式第八号から別記様式第十九号までを削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（外国格付の表示を付している者の届出）

第二条 改正法附則第三条第二項の規定による届出は、附則別記様式の届出書を独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して農林水産大臣に提出して行わなければならない。

附則別記様式（附則第二条関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

事 業 者 名

外国格付の表示届出書

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 事業者の代表者又は管理人の氏名
- 3 外国格付の表示を付している農林物資の種類
- 4 外国格付の表示を付している事業所の名称及び所在地

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式第十二号から第十七号まで及び第九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれこの省令による改正後の別記様式第一号から第七号まで（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってそれぞれ新様式として使用することができる。

（日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中日本農林規格等に関する法律施行規則第七十八条の改正規定（同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）を削る。